

2016年11月吉日

お客様各位

30年分の感謝とともに
これからも



セイノーロジックス株式会社

横浜：045-682-5315

大阪：06-6260-1031

名古屋：052-221-7221

カナダ向け e Manifest について

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2016年11月7日より、カナダへの輸入・経由貨物に対し NVOCC・フォワーダーの発行する BL の情報(e Manifest)を、カナダ向け海上貨物船積み 24 時間前までに、CBSA に事前申告することが義務付けられます。

現在の ACI 情報に加えて、Forwarder HBL 情報を CBSA に事前申告することになりますので、引き続き Dock Receipt 上には下記の情報を漏れのないようにご記載いただけますようお願い申し上げます。

【Canada 向け D/R 必須事項】

■pallet / skid / bundle 表記の場合は INNER 数を明記
(piece, unit は OK ですが、SET は使用不可)

■HS Code 6 桁

また、実施は下記の通り、3 段階に分かれています。

第 1 段階（移行期間）	2016 年 11 月 7 日-2017 年 1 月 10 日 規則非順守でもペナルティなし
第 2 段階	2017 年 1 月 11 日-7 月 11 日 規則違反でもペナルティ免除
第 3 段階	2017 年 7 月 12 日～ 厳格化（違反の場合ペナルティ発生）

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

《カスタマーサービス》

横浜：045-682-5315 大阪：06-6260-1031 名古屋：052-221-7221

以上